

2018年10月25日

第2回電力レジリエンスワーキンググループに関する意見

森・濱田松本法律事務所
オブ・カウンスル 弁護士
市村 拓斗

第2回電力レジリエンスワーキンググループに関する議題について、以下の通り意見を述べさせていただきます。

- 事務局資料の検証結果の整理については、以下の点から、異論ないと考えている。今回の経験を踏まえて、見直すべき点は見直し、まずは広域機関の検証委員会の中間報告や今回示された再発防止策を着実に実行していき、必要な点はルール化していくことが重要と考えている。
- 北海道電力による設備形成・投資決定については、送配電等業務指針を踏まえた設備形成ルールに従ったものであることは当然として、今回の事務局資料をみると、苫東厚真4号機の増設、泊3号機の増設、京極揚水の新設、北本連系線の増設、石狩のLNGの新設に至るまで新增設決定当時の北海道電力が置かれた状況や社会的事情を踏まえて決定されているものであり、その判断に不合理な点はないと思われる。なお、事務局の参考資料では部分自由化の際に設備投資が減少した図が示されているが、これは、部分自由化の影響という見方だけではなく、基本的に国全体としての必要な設備投資が一段落したからという見方もできるように思われる。
- 北海道電力による運用についても、今回の運用が送配電等業務指針等のルール上問題がなかったことを前提として、メリット・オーダーで運用することが北海道電力の判断として不合理かという問題と理解している。この点については、電気料金の低廉化というのは国民経済上重要な要素であって、メリット・オーダーで運用すること自体は国内外においてもスタンダードといえるし、電気料金が上昇している中で電気料金を最大限抑制するための対応をとることは経営上自然な判断といえる。加えて、広域機関の検証委員会の中間報告によれば、今回のブラックアウトが苫東厚真3機の脱落だけが原因ではないことからすれば、今回のメリット・オーダーでの運用に関する北海道電力の判断に不合理な点はないと思われる。
- 地震後ブラックアウトに至るまでの状況及びその後の復旧状況についても、広域機関による検証委員会の中間報告で詳細に示されているとおり、人為的なミスは

なく、マニュアル等に従い適切な対応が行われていたと思われる。

- 上記の他、上記の点に包摂される問題と整理することもできるように思われるが、道東3ルートの地絡事故も保安規程に則った対応を行っていた上で発生したものであって、設備形成の在り方として不合理とは言えないと思われる。また、苫東厚真4号機のタービン軸火災についても、この点のみを見るのではなく、設備形成のあり方全体の問題として捉えるべきであって、システム全体としての機能は確保された設備形成であったという評価に異存はない。

以上